熊本市立植木病院専用水道及び給水設備維持管理業務委託仕様書

１．業務名
　熊本市立植木病院専用水道及び給水設備維持管理業務

２．業務実施場所
　熊本市立植木病院　熊本市北区植木町岩野２８５―２９

３．主な内容
　本業務は熊本市立植木病院に設置された給水施設（専用水道）及びこれに付帯する滅菌器装置（以下「給水設備等」という。）を本仕様書および関係法令・規則・条例等に従い保守点検を行い、その結果を関係機関に報告すると共に給水設備等を常に良好な状態に維持・管理することを目的とする。

４．　一般事項
（1）受託者は、この仕様書に定めるものの他、機器取扱説明書、水道施設管理指針、水道法に則り業務を履行すること。
（2）受託者は善良なる管理者の注意をもって、良質な水を供給し、利用者の健康を保持するよう努めること。
（3）本業務に関わる担当者は設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力および必要な技能を有すること。
（4）受託者は専用水道の管理について技術上の業務を担当させるため法律で定める水道技術管理者を配置するものとし、発注者は資格を確認後、関係機関に届け出を行うこと。
　配置者の資格内容
　1）水道技術管理者
　2）電気工事士
　3）水道施設管理業務（専用・簡易・上水道のいずれか）の実務経験が２年以上ある者
　以上を全て保有している者を配置すること。

５.業務内容
　病院敷地内の水源地（井戸など）から高架タンクまでの設備点検、水槽等の定期清掃の立会及び水源、管末の水質検査及び結果の確認を行う。

（1）業務計画
　受託者は、発注者と協議し各業務の計画を立案するとともに、その実施確認と結果に対

する判断と指示を発注者へ報告書をもって行うこと。

1）水道施設が施設基準に（法第５条）に適合しているかの確認と改善

2）定期及び臨時の水質検査（法第２０条）・・・測定結果の確認と指示

3）従事者の健康診断（法第２１条）・・・実施状況の確認

4）塩素消毒などの衛生上の措置（法第２２条）・・・測定の場所、時間等の計画と実施

5）給水の緊急停止（法第２３条）・・・発注者との緻密な連絡と指示

6）給水停止命令による給水停止（法第３７条）

(2) 水質管理　水質検査（色・濁り・残留塩素）：週１回

受託者は次のとおり水質検査を実施し、給水口の水が水質基準に適合しているかを確認するとともに、適合していない場合は委託者とその原因を究明し対策を講じること。

1）毎日検査

色及び濁り並びに残留塩素について１日１回以上検査を行う。ただし、受託者は週1回とし、その他の日は委託者自らが行う。なお、受託者は検査結果について確認を行い、記録を保管すること。

2）毎月検査

下記の検査項目（詳細については[別紙１]水質検査項目一覧を参照のこと。）について検査を実施し、委託者への報告並びに複写の保管を行うこと。また、水源の原水については、水質が最も悪化していると思われる時期(降水、洪水、渇水期)を設定して、少なくとも毎年1回以上、水質検査及び指標菌分析を行うこととし、その結果の報告並びに複写の保管を行うこと。

※検査項目については（別紙１）水質検査項目一覧を参照のこと。

１）水質検査　　９項目　８回（４月、６月、７月、９月、１０月、１２月、１月、３月）

２）水質検査　　２６項目　３回（５月、８月、２月）

３）水質検査　　５１項目　１回（１１月）

４）水質検査　原水４０項目　１回（８月）

５）指標菌分析（クリプト第一検査項目）　１回（８月）

(3) 施設管理　給水設備等点検：週１回

1）水道施設各部

取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の各施設について定期的に巡回点検を行い、施設基準に適合しているか確認するとともに清潔に保持し、機器の保全及び施錠を含めた異常の発見、並びに滅菌装置の薬剤補充等を行う。

2）受水槽、高架水槽

1年に1回以上の定期清掃計画及び清掃立ち合い、水あかや沈澱物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃を行う等の指示、提案を受託者に行うこと。

(4) 記録の保存　記録等の確認・報告書作成等：週１回

施設の点検、清掃、修理と従事者（委託者の職員含む）の健康診断及び水質検査を行った時の記録作成を行い保存すること。

1）給水開始前の水質検査及び施設検査の記録　：　５年

2）定期及び臨時の水質検査の結果　：　５年

3）定期及び臨時の健康診断の結果　：　１年

4）施設の点検、清掃、修理等の実施記録　：　１年

(5）薬品管理

次亜塩素酸ナトリウム溶液その他浄水処理に使用する薬品について、使用量・保管量を記録し薬品の安全管理に努めるとともに、残量に応じて委託者に注文の依頼を行うこと。

(6）衛生管理

1）施設

水源及び施設の周囲にみだりに人畜が立ち入ることのないように柵を設け、施錠するとともに汚染防止のため一般の注意を喚起できるように必要な標札、立札等を行うこと。

2）清掃

水源及び各施設の周辺は常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないように留意すること。

3）水質

給水栓における水が遊離残留塩素を0.1ｍｇ/リットル（結合残留塩素の場合は0.4ｍｇ／リットル）以上を保持するよう消毒設備の調整を常に行うと共に、事故に備えて機器の保全を行うこと。また、病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離塩素を0.2ｍｇ／リットル（結合残留塩素の場合は1.5mg/リットル）以上に保持こと。

６．　健康管理

受託者は、当該業務に従事する者を対象として法令で定める定期（６ケ月以内）及び臨時の健康診断を実施すること。

７.保健所への報告

専用水道業務委託開始届及び水質検査を行った結果について、受託者は、専用水道業務委託開始届に記載書類を関係機関に必要な添付資料と共に委託者に提出すること。また、水質検査については月報として提出すること。

検査の種類		報告期限	報告様式
水質	毎日検査（色、濁り、残留塩素）	翌月の15日まで	水質結果月報
	毎月検査		検査成績書の写し

検査	臨時の水質検査 原水の水質検査	結果判明後	

８.その他

(1) 貸与品

水道施設の維持管理を行っていく上で必要な配管系統図、主要施設の各種図面、書類及び工具検査器具等は発注者が貸与するが整備保管には十分に留意して管理する

(2) 緊急時の措置

平常より水道施設や水源の監視を強化し、異常等が認められたら直ちに適切な措置が講じられるよう連絡通報体制を整備しておくものとする。

(3) 費用負担

受託者の負担

1)受託者自らが使用する事務機、事務用消耗品

2)報告及び記録用紙

3)業務履行に必要な安全用具類

委託者の負担

1) 業務に係る電気・水道等の光熱水費

2) 毎日水質試験薬及び器具、消毒薬品（次亜塩素）等の費用

3) 機器等に係る修繕費用

4) 当該業務以外の外部委託費用（貯水槽清掃、除草など）

(4) 賠償責任

受託者の毅疵において当該施設及び第三者に被害を及ぼした場合は、その損害の責を負うものとする。

(5) 守秘義務

当該施設、当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏さないこと。

このことは、契約解除後及び終了後においても同様とする。

なお、この仕様書は、業務の大要を示すもので、本仕様に記載されていない事項であっても軽微なものについては、委託者が管理上必要と認めた場合、現場責任者と協議のうえ業務は実施するものとする。

９.業務期間

平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日